

収入補償制度の募集について

茨城県学校生活協同組合

収入補償制度

(団体長期障害所得補償保険)



住宅ローン



教育費



生活費



病気やケガで長期間働く事が出来ないと収入が減少します。

だから収入補償制度を導入しました



収入補償制度は、病気やケガにより長期間働くことができなくなった場合、最長60才まで収入を補償します。

**【募集期間】 2020年2月3日(月)~2020年2月21日(金)**  
正式なご案内とお申込書類を、後日皆さまにお届けします。

**【保険期間】 2020年4月1日午後4時より2021年4月1日午後4時まで**

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては2月に配布される募集パンフレット【収入補償制度のご案内】および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を必ずご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

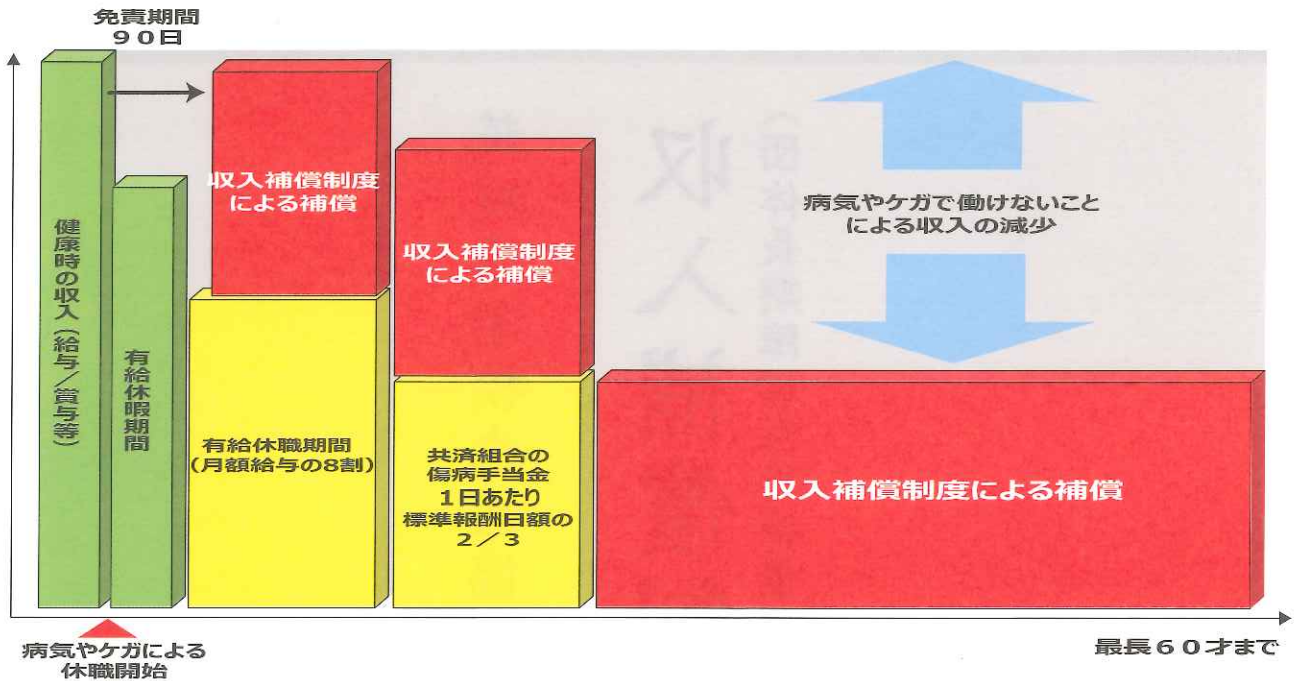
<引受保険会社>

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社 分担割合:95%)  
茨城支店水戸第二支社  
担当 鈴木  
〒310-0803  
茨城県水戸市城南3-11-14  
あいおいニッセイ同和損保水戸ビル  
電話: 029-224-2367
- 日本生命保険相互会社(非幹事会社 分担割合:5%)

<取扱代理店>

- 茨城県学校生活協同組合  
担当 加藤  
〒310-0852  
茨城県水戸市笠原町978-46  
電話: 029-301-1071

# 収入補償制度イメージ図



5万円/月 × 加入口数を基準に所得喪失率に応じた補償が受けられます。

## 収入補償制度の特徴

1. 病気やケガにより90日を超えて働けなくなった場合に、最長60才まで補償を受けることができます。
2. 補償開始後は、お仕事に復帰していても所得喪失率が20%超であれば補償が受けられます。
3. 休職が続き退職せざるを得なくなった場合でも上記の状態が続く場合には補償は継続します。
4. うつ病等の精神障害により働けなくなった場合も補償を受けることができます。(最長2年間)

## 月々の保険料

加入対象: 2020年4月1日時点で、満59才以下の組合員

- てん補期間は60才に達した日まで(※)。ただし免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者についてはてん補期間を3年とします。
- (※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 記載の保険料は団体割引5%を適用した場合の保険料です。

### ご加入口数について

1口(月額5万円)あたりの保険料です。最高5口まで加入できます。

#### <口数決定の目安>

- ・5口以下で設定してください。
- ・「口数 × 5万円 × 12」が年収の50%以内になるように設定してください。

年齢は、2020年4月1日時点の満年齢です。

【免責期間90日】

セット名	A	B
年齢/性別	男性	女性
15~24才	512円	389円
25~29才	538円	544円
30~34才	647円	719円
35~39才	829円	1,018円
40~44才	1,135円	1,321円
45~49才	1,505円	1,718円
50~54才	1,711円	1,844円
55~59才	1,622円	1,578円

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。

### 例えば、こんな場合...

40才男性年収600万円(保険金額5万円・5口加入)が、交通事故により脳挫傷を被り、1年間の入院後は要自宅介護となり、60才まで全く働くことができない状態が続いた場合に、以下の保険金を毎月お支払いします。

1口あたり  
保険金額 加入口数 1か月あたりの  
保険金支払額  
5万円 × 5口 = 25万円



1か月生活するために最低限いくら収入が必要かを考え、ご自身とご家族にとって必要なプラン(口数)にご加入ください。